

掲載・放送素材の使用条件

2013年6月17日

熊本学園大学水俣学研究センター

熊本学園大学水俣学研究センター（以下、水俣学研究センター）では、以下の使用条件のもと放送素材を無料で提供しています。

1. 提供を受けた素材を使用申込書記載の目的以外に使用することはできません。また、複製・頒布し他人に譲渡・貸与はできません。再放送が未定の場合は、放送決定後に改めて申込みをしてください。
2. 素材の撮影は、水俣学現地研究センター（水俣市）または水俣学研究センター（本学）で担当者立ち会いのもと行っていただきます。
3. 水俣学研究センターの承諾がなければ素材を勝手に改編（モザイク・ぼかし・トリミングや合成）することはできません。
4. 使用後には素材データをコンピューター、周辺機器および製作したすべての機器上より完全に消去し、同映像・写真ファイルを使用した完成物以外の複製物すべてを滅却消去してください。
5. 素材の使用が終わりましたら以下のものをご提出・ご返却ください。
 - ①番組の複製物
 - ②番組以外で使用した素材の内容がわかるもの
 - ③貸し出した素材テープ
6. クレジット表記は、「熊本学園大学水俣学研究センター」としてください。
7. 素材または作品を使用することにより、他から苦情が出された場合は、申請者がその責任において一切の措置をしてください。万一、これによって紛争が生じた場合は、申請者の責任により処理するものとし、水俣学研究センターは一切責任を負いません。
8. 申込者以外に作品の使用者がある場合には、使用者に以上のことを守らせてください。
9. 以上の条件に違反し、または違反するおそれがある場合は素材の使用をとりやめていただく場合があります。また、違反した場合には、話し合いをもちます。